

当別町 「協働の指針」

～ “ 私が変わる!! まちが変わる!! ” をキャッチフレーズに ～



当別町では、町民の皆さんと行政の協働によるまちづくりをより推進するため、協働のあり方についての基本的な考え方や、施策の方向性などを示す「協働の指針」を策定しました。

“ 私が変わる!! まちが変わる!! ” をキャッチフレーズに、町民の皆さんと行政が共に支え合いながら、「協働の指針」に基づき、新しいまちづくりを進めます。

平成19年3月

当 別 町

目 次

はじめに	1
1 指針策定の趣旨	1
2 協働の指針策定検討委員会からの提言	1
3 「協働の指針」のキャッチフレーズ “私が変わる！！まちが変わる！！”	2
協働とは何か	3
1 協働とは	3
2 具体的には	4
3 協働のパートナーは	5
4 協働の範囲は	6
協働の必要性	7
1 なぜ、協働に取り組む必要があるのか	7
2 参加する町民にとってのメリットは	7
3 もし、協働に取り組まない場合には	8
当別町における現状と課題	10
1 当別町における現状	10
2 当別町における課題	14
3 現状と課題のまとめ	15
4 各分野における協働の取り組み	16
協働推進の取り組みについて	17
1 各種団体のネットワーク化と拠点づくり	17
2 人材の育成・確保	18
3 町民と行政の意識改革	18
4 参加の拡大	19
5 町民の意見が町政に反映される仕組みづくり、情報共有の推進	20
6 今後の取り組み	20
7 ボランティア活動に対する留意事項	21
おわりに	22
資 料	
当別町協働の指針策定検討委員会委員名簿	24
当別町協働の指針策定検討委員会設置要綱	25
策定経過	26

はじめに

1 指針策定の趣旨

当別町では、住民の皆さんと行政の協働によるまちづくりをより推進するとともに、行財政全般の抜本的な改革を実施するため、町民の皆さんの参加をいただきながら、「当別町行財政システム再構築プラン」を策定しました。

再構築プランでは、協働のあり方についての基本的な考え方などを示す「協働の指針」を住民の意見を取り入れながら策定することとしています。

協働のあり方についての基本的な考え方や、本町における現状と課題、今後の取り組みの方向性などを取りまとめ、協働によるまちづくりをより推進するとともに、協働について、広く町民の皆さんに理解していただくため、「協働の指針」を策定するものです。

2 協働の指針策定検討委員会からの提言

再構築プランでは、住民提案を基にして、「協働の指針」を策定することとしています。

このため、協働に関する活動を実践している町民を委員とする当別町協働の指針策定検討委員会を設置し、「協働の指針」に盛り込むべき内容などについて、議論いただき、平成18年2月14日に、提言書として取りまとめていただきました。

提言書の概要

「協働の指針」のキャッチフレーズ～‘私が変わる！！まちが変わる！！’

協働の必要性等

今後の取り組みとして必要な項目

1 協働によるまちづくりのための仕組み

(1) 各種団体のネットワーク化と拠点づくり

(2) 人材の育成・確保

(3) 町民と行政の意識改革

(4) 参加の拡大

(5) 町民の意見が町政に反映される仕組みづくり、情報共有の推進

2 各分野における協働の取り組み

・地域福祉や子育てなど、町全体で見守り支える仕組みづくり

・美しいまちづくりに関する協働の取り組み

「協働の指針」策定後の体制

ボランティア活動に対する留意事項

3 「協働の指針」のキャッチフレーズ “私が変わる！！まちが変わる！！”

委員会では、提言書の取りまとめに際し、「協働によるまちづくりを進める基本理念（コンセプト）は何か」という議論を進め、各委員が日頃それぞれの活動に携わっている中で感じている課題などを踏まえ、町民も行政も意識改革を行い、新しいまちづくりのかたちをめざしていくことが最も大切であるとの結論となりました。

このため、「変わる」をキーワードに、話し合いの結果、委員会として「私が変わる！！まちが変わる！！」を選びました。

このように、この言葉には、協働によるまちづくりを進めるに当たっては、町民も行政もお互いに意識改革をする～この町をより良くするために自分ができることをやっていくように一人一人の意識を変えていく～必要があるという委員会の思いが込められています。



協働とは何か

1 協働とは

最近、「協働」という言葉を良く聞くという方も多いのではないかと思います。まず、初めに、「協働とは何か」ということを考えてみたいと思います。「協働」という言葉には、決まった定義はありません。

例えば、

北海道協働推進基本指針

「市民と行政が、相互の理解と信頼のもとに、目的を共有し、積極的に連携、協力することによって、地域の公共的な課題の解決に当たろうとする考え方。」

江別市協働のまちづくり推進方針

「市民の主体的な参加によって地域や行政の課題解決に向けて取り組むこと。」

第1回住民と行政の協働セミナー事例紹介 長野県栄村 齋藤 保さん

「行政と住民が同じ方向を向いて一つの目標達成のために力を合わせていくこと。」

などのように、様々な表現がされていますが、考え方は同じです。

「協働」とは要するに、

「行政と住民が、共通の目的のもとに、地域の公共的課題を解決するために、対等の立場で、共に協力して取り組むこと。」

とすることができると考えています。



2 具体的には

「言葉の意味はともかく、具体的なイメージがつかめない。」という方が多いと思います。

「協働」の取り組みについては、様々な市町村で、様々な取り組みがされていますが、平成17年8月に開催した「住民と行政の協働セミナー」において、長野県栄村と白老町の事例を紹介いただきましたので、参考事例として、その概要を掲載します。

長野県栄村の取り組み

下駄履きヘルパー

栄村では、常勤のヘルパーがホームヘルプサービスを行っていたが、32の集落が点在しており、ヘルパーの移動に時間を費やし、緊急時の対応が難しかった。

このため、住民にヘルパーの養成講座を受講のうえ、ヘルパーとして、登録してもらい、自分の都合の良い時間帯にヘルパーとして働いてもらう制度を始めた。

概ね隣近所に一人ヘルパーがおり、下駄履きで行ける範囲の住民が助け合う仕組み。

田直し

栄村の水田はほとんどが小規模な棚田で、国の補助基準に基づいた圃場整備を実施すると規模が大きく、農家負担が莫大で実情に合わなかった。

地域の農家が農閑期に、モッコやスコップを使って、昔ながらのやり方で、田んぼを使いやすい改良する「田直し」を応用し、農家と行政が協議したうえで、農家が希望する規模や形状で小規模な圃場整備を行い、事業費は、村と農家が1/2ずつ負担することで農家負担を軽減した。

道直し

各集落の村道の道路改良については、ロータリー除雪車が入れない場所を優先するが、公共工事の設計書まで作っていても、遅くなるし、経費もかかる。

栄村では、村道であっても、住民にとって共通の財産であり、自分たちが利用するのだから、自分たちで維持管理するのが当然という考え方が根付いている。

このため、用地提供、用地交渉は地域で行ってもらい、現場監督も地域の住民に行ってもらう。

地域の負担を地域の皆さんで話し合ってもらい、合意の得られたところを、村が道路改良工事を進める制度。

白老町の取り組み

公園の里親制度（アダプトプログラム）

アダプトプログラムは、1985年にハイウェイに散乱するごみの清掃費用に頭を悩ませていたアメリカのテキサス州が、住民に協力を求めたことから生まれた仕組みです。

アダプトとは「養子にする」という意味で、公園を養子に見立て、住民が「公園の里親」となって、清掃や花壇の手入れなどをするボランティア活動のことです。

役場は、ゴミ袋や草刈道具など必要な物品を用意して、公園に里親である町内会などの名前入りの標識を設置する。

近所のことは、自分たちでやっていこうという制度。

当別町の取り組み

当別町コミュニティバス

当別町内で運行している乗合バスは従来、当江線（当別町 江別市）と青山線（JR石狩当別駅 町内青山地区）の2路線だけで、地域住民のための総合的なバス路線はありませんでした。

その一方、町内の病院や大学、企業は、それぞれの目的で、独自にバスを運行していたところでした。

これらのバスを一元化し、共同で運行することで、路線やダイヤの合理化・効率化を図り、運行経費を削減するとともに、地域住民にとって安全で利便性の高い「当別町コミュニティバス」を実現するために、平成18年度から市街地循環線など8路線で実証運行しています。

行政と企業などが、協働で地域住民の移動手段を確保しようとする取り組みです。

3 協働のパートナーは

協働のパートナーは、言うまでもなく、町民の皆さんです。一人一人が自発的に地域課題の解決に関わり、地域社会を支えあっていく主体となります。

ボランティアとしての個人のほか、組織的な活動を行っているグループ・団体、町内会、NPOや企業など広く町内で活動する町民や団体などを協働のパートナーと考えています。

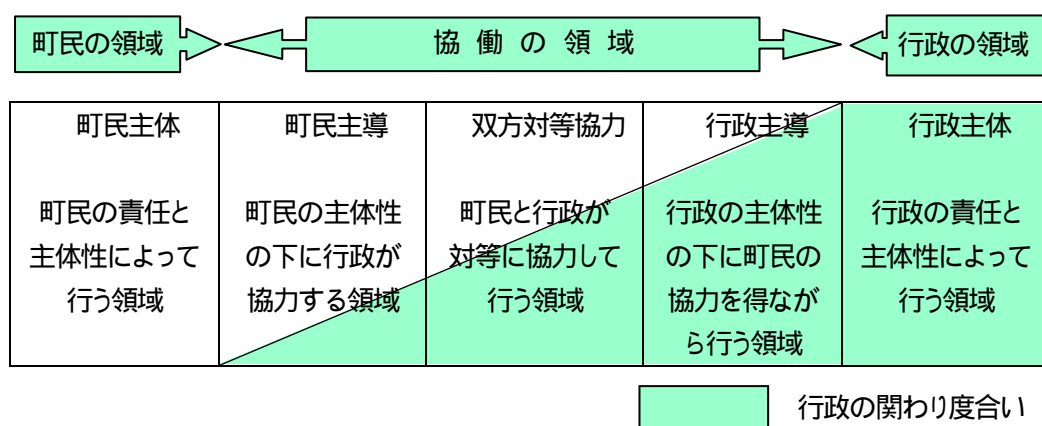
ただし、その活動は、営利を目的とせず、地域の課題解決に関わる活動であり、宗教活動や政治活動、営業活動は含みません。

4 協働の範囲は

「町民と行政の協働と言っても、全てのことを協働で取り組むことができるのだろうか」という疑問を持つ方もいると思います。

町民と行政の関わり方については、一般的に、下の図のように、5つの領域に分けて考えることができるとされており、全てのことを協働で取り組むということではなく、協働で取り組むべき領域とそれぞれの責任と主体性によって行う領域に分けて考える必要があります。

協働の領域



町民と行政が個々の具体的な取り組みについて、協働で取り組む際には、どの領域に当たるのかということについて、整理する必要があります。

また、どの領域に当たるかということについては、固定的なものではなく、社会環境の変化や住民ニーズの変化によって、柔軟に考えていく必要があります。



NPO～ 民間非営利組織。政府・自治体や企業とは独立した存在として、営利を目的としない公益活動を行う組織のことです。NPOの中には、法人格を有する団体もあり、町内にも、「当別町青少年活動センターゆうゆう24」「当別エコロジカルコミュニティー」などのNPO法人があります。

協働の必要性

1 なぜ、協働に取り組む必要があるのか

町民の皆さんの中には、「なぜ、協働に取り組む必要があるのか」という疑問を持つ方も少なくないと思います。

なぜ、協働に取り組む必要があるのかということについては、次の理由があげられます。

社会的な背景

- ・右肩上がりの経済成長の終了
- ・地方分権の進展（中央集権型から地方分権型の仕組みへの転換）
- ・国、地方の厳しい財政状況（税収の減少、少子高齢社会の進行）

などの社会的な背景の中で、これまで、行政が中心となって進めてきたまちづくりの仕組みを見直し、町民と行政が協働してより良いまちづくりを目指す、新しいまちづくりの仕組みを確立することが急務となっています。

新たな支え合いの仕組みづくり

このことによって、行政コストを下げつつ、行政だけでは手の届きにくい部分にも、きめ細かいサービスの提供が可能となり、町民と行政が対等な立場で連携する新たな支え合いの仕組み（注）づくりが可能となります。

まちの活性化

町民がまちづくりに参加し、持っている能力を発揮することにより、まちが活性化し、より良いまちづくりにつながっていくものと考えます。

2 参加する町民にとってのメリットは

また、「協働に参加する町民にとって、どのようなメリットがあるのか」という疑問を持つ方もいると思います。

これについては、例えば、次のようなことが考えられます。

- ・協働に参加することにより、自分の住んでいる地域に興味や関心を持つことができ、まちが好きになる。
- ・町民が関わることにより、自ら納得することができる。
- ・他の人との接点が増え、いろいろな人を知ることができる。

一方で、

- ・自分の時間が割かれ、煩わしさが伴う。

などの負担が考えられます。

3 もし、協働に取り組まない場合には

「もし、協働に取り組まない場合には、どうなるのか」ということについては、上記の必要性やメリットの裏返しということになりますが、ますます多様化している住民ニーズに、行政だけで対応しようとするれば、行政コストとなって跳ね返ってくることに、留意する必要があります。

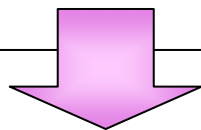
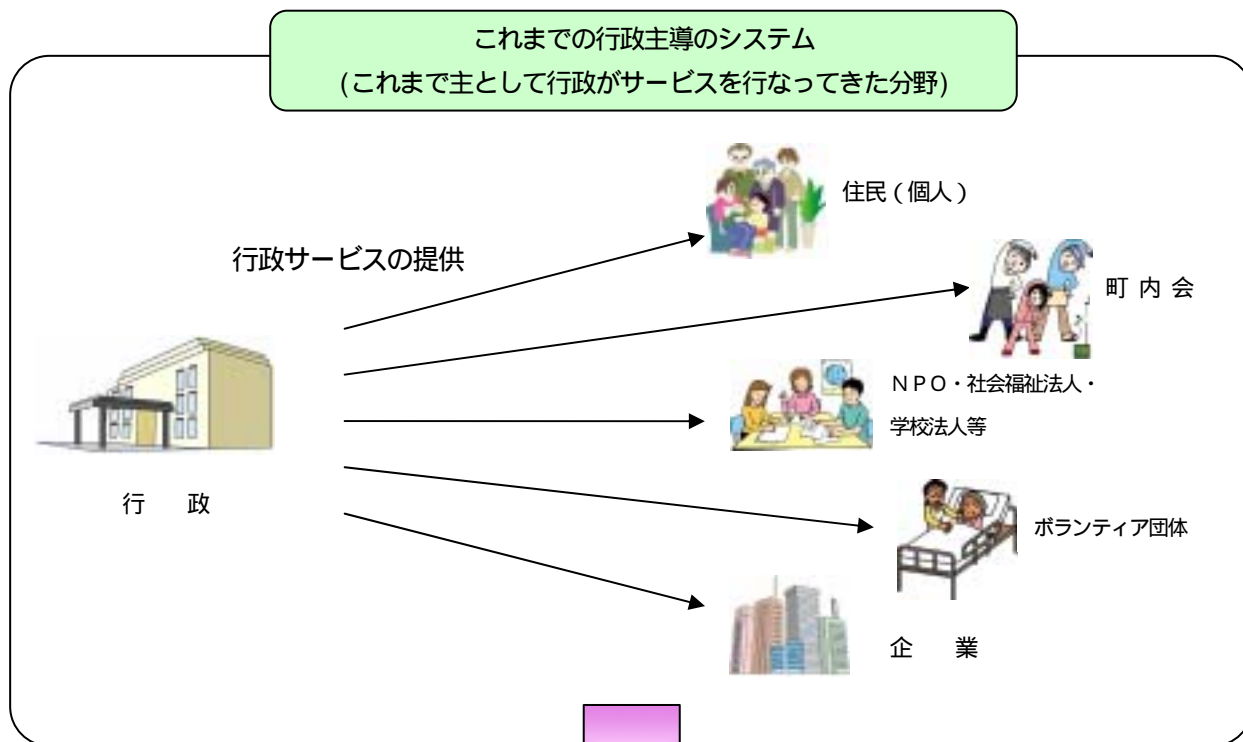


(注) 新たな支え合いの仕組み

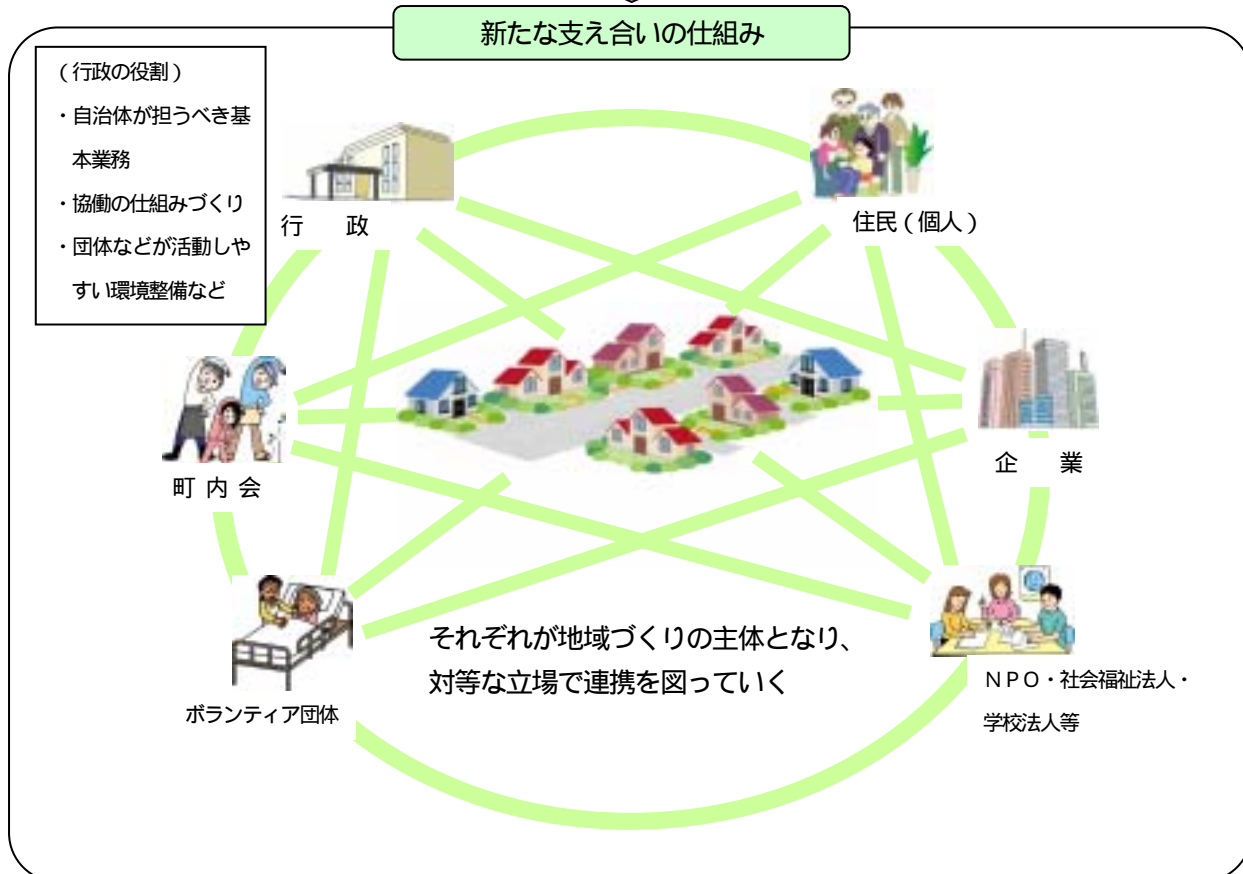
再構築プランでは、これまでの行政主導のシステムを改め、住民と行政が対等な立場で連携する「新たな支え合いの仕組み」をつくり、様々なサービス主体が、様々な住民ニーズに対応できるようなまちづくりを進めることとしています(次ページのイメージ図参照)。

これまでの行政主導のシステムから「新たな支え合い」へ (イメージ図)

これまでの行政主導のシステム
(これまで主として行政がサービスを行ってきた分野)



新たな支え合いの仕組み



当別町における現状と課題

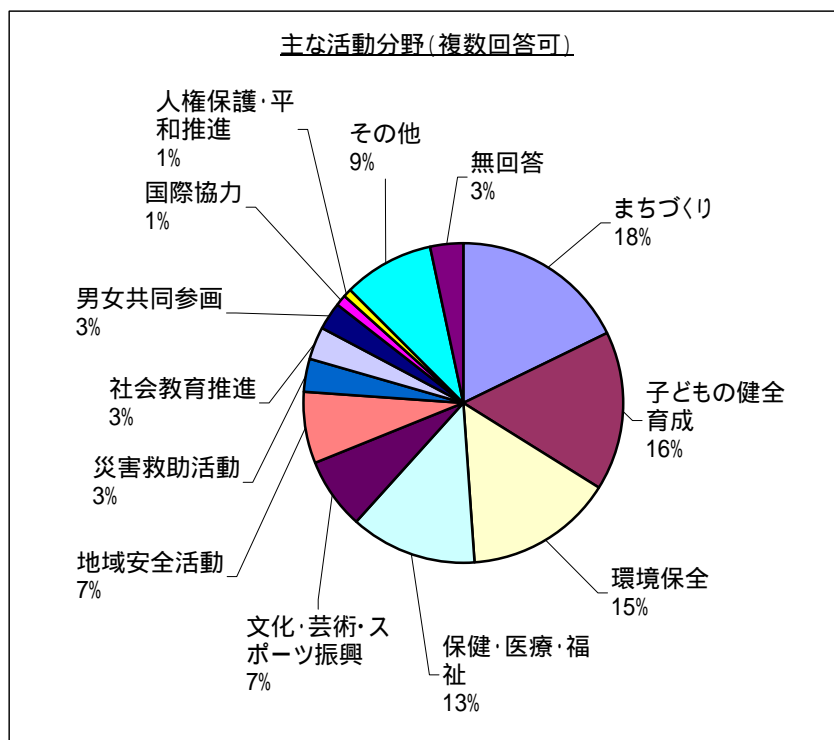
町では、町内のボランティアなど住民活動団体の抱える課題や、町内企業等の社会貢献活動の現状などを把握するため、平成17年5月に、住民活動団体や町内企業等を対象に、アンケート調査を行いました。アンケートの調査結果による現状と課題は、次のとおりです。

1 当別町における現状

(1) 住民活動団体などに対するアンケート調査結果

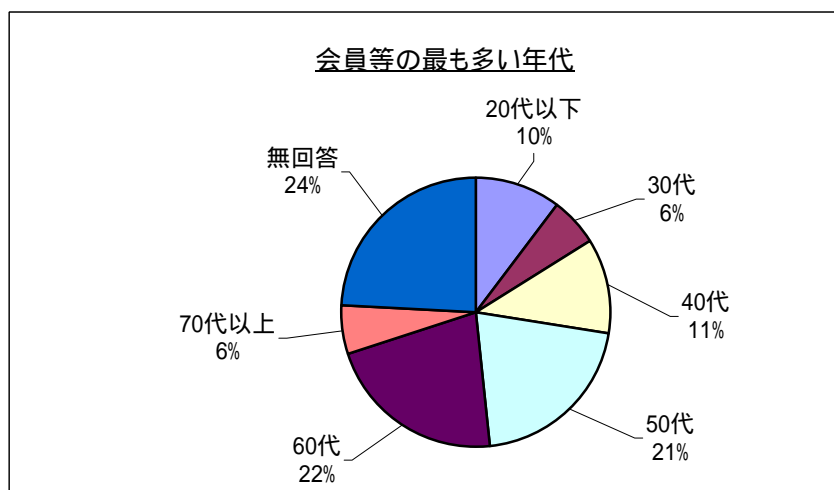
調査対象～町内のNPO及びボランティアにより、継続的、自発的に地域の公益的な活動（社会貢献活動）を行なっている営利を目的としない団体

有効配付数 117、有効回収数 87



主な活動分野で、最も多いのは「まちづくり」

「まちづくり」18%が最も多く、続いて「子どもの健全育成」16%、「環境保全」15%、「保健・医療・福祉」13%などとなっています。

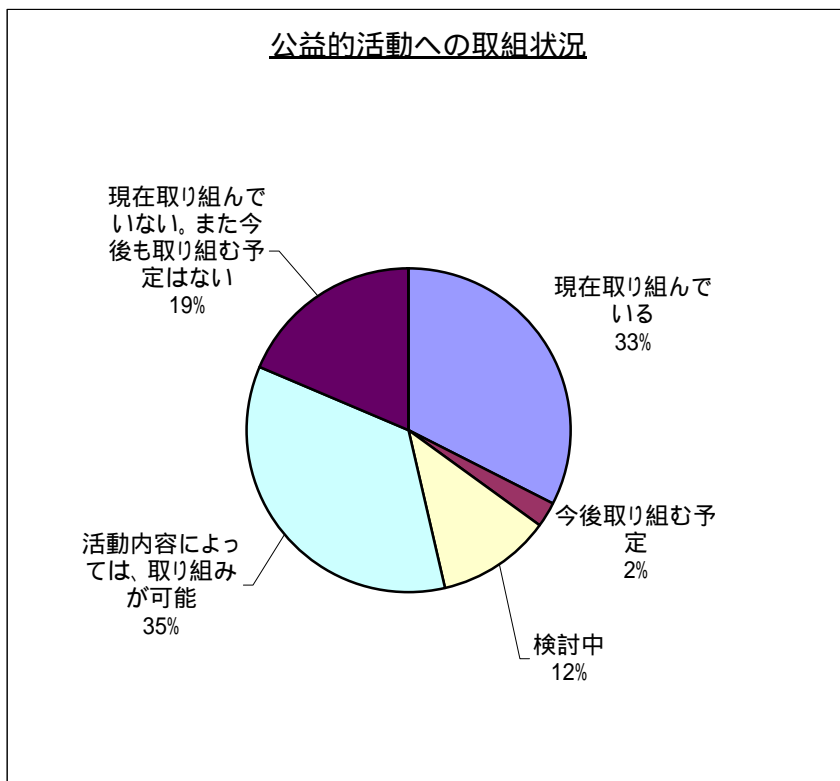


「会員等の最も多い年代」で、多いのは「60代」「50代」

「60代」22%が最も多く、続いて「50代」21%、「40代」11%などとなっています。

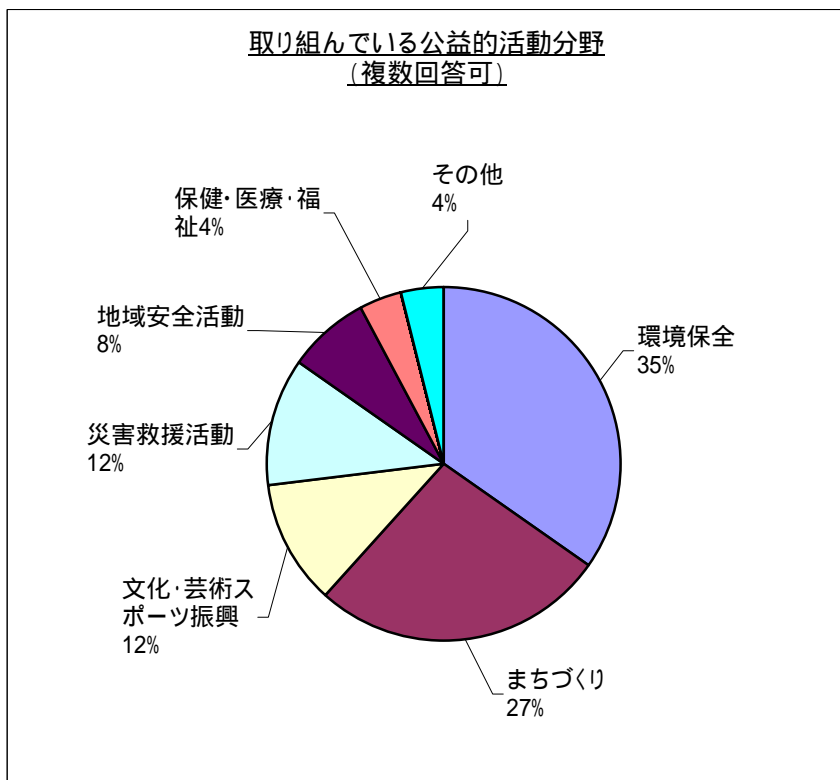
(2) 企業などに対するアンケート調査結果

調査対象～従業員数10名以上で当別町内に本・支店を有する企業及び北石狩農業協同組合、
当別土地改良区、篠津土地改良区
有効配付数 57、有効回収数 43



現在、公益的活動に取り組んでいる企業は1/3

「現在取り組んでいる」が33%、「活動内容によっては、取り組みが可能」35%となっている一方、「現在取り組んでいない。また今後も取り組む予定はない。」としている企業が19%となっています。



現在取り組んでいる活動分野で最も多いのは「環境保全」

「現在取り組んでいる」と回答した企業の活動分野については、「環境保全」35%が最も多く、続いて「まちづくり」27%、「災害救援活動」12%などとなっています。

(3) 町内における活動事例

町では、住民活動団体などに対するアンケート調査の結果を基に、町内の代表的な活動事例集を取りまとめました。この中から、主な活動事例を紹介します。

分野	団体名等	活動内容
環境保全	美しいまちづくり組織 ～ 町内会ごとに 38団体	平成14年に制定した「美しいまち当別をみんなでつくる条例」に基づき、地域での美しい町づくりを推進するため、町内会ごとに次のような活動を実施しています。 ・道路、空き地の草刈り ・ゴミひろい等の環境美化 ・植樹柵の花植え、花壇づくり、プランター設置 ・行政の環境美化、緑化推進事業との連携 など
環境保全	プレシャスネット	住み良く安心して暮らせる地域環境の創造を目指し、その活動を通してやさしさや思いやりの心と助け合いの輪を広げることを目的として、次の活動を行っています。 ・青少年育成事業（巣箱作り、子ども自然探検隊） ・身近な環境問題勉強会 など
保健・医療・福祉の増進	かすみ草の会	身近な地域での交流を通じて、「外に出る機会の少ない高齢者」の健康で明るく生きがいのある人生づくりを支援するため、西当別地区の閉じこもりがちな高齢者を対象に、月1回「かすみ草の集い」を開催しています。 開催に当たっては、北海道医療大学、社会福祉協議会、町と協働で活動しています
保健・医療・福祉の増進	ぼれぼれ倶楽部	スワヒリ語のぼれぼれ（ゆっくり、あせらず）を活動のモットーに、野菊の会(精神障がい回復者クラブ)、つくし共同作業所(障がい者地域共同作業所)での数々のボランティアサポート活動を続けています。
保健・医療・福祉の増進	当別町青少年活動センターゆうゆう24	大学と地域との連携拠点、学生のボランティア活動の実践の場として平成14年にオープンし、平成17年からは、NPO法人として、障がいのある児・者や家族の地域生活支援の充実、地域福祉の推進を図り、ノーマライゼーション社会の実現に貢献することを目的として次のような活動をしています。 ・障がい者の自立生活支援 ・地域の福祉行事支援 ・障がい児のいる家庭の家族支援サービスとして障がい児の一時預かり ・託児ボランティア活動 など

分野	団体名等	活動内容
子どもの健全育成	当別町地域子ども教室	安心・安全な子どもの居場所作りと地域教育力の向上を目的に、学校・家庭・地域が連携して、次のような活動を行っています。 当別小学校 ・当別こども図書館（読書・読み聞かせ等） ・サタデーキッズスクール（スポーツ広場・読み聞かせなどのイベント） 西当別小学校 ・オアシス（子ども待機スペース交流活動推進事業）（注）
子どもの健全育成	ママCOM とうべつ	子育て中の母親たちによる子育てに役立つ情報誌を発行（平成17年9月に創刊）し、子育て環境をより良いものにすることを目的として、活動しています。
まちづくりの推進	当別町農村都市交流研究会	農村である当別町と、札幌市や首都圏などの大都市との交流促進を図り、田園型コーポラティブ住宅づくり、里山環境の保全活用などを通じ、農村の地域共生型開発モデルの構築を目的として、次の活動を行っています。 ・当別町への移住支援事業「当別田園住宅」 など
国際協力活動	北海道当別高等学校国際協力クラブ	国際交流活動と、国際ボランティア活動を通じて、生徒の国際的視野の育成・向上を図ることを目的に、次のような活動を行っています。 ・フィリピン農民支援のための無農薬フェアトレードバナナの販売 ・地域行事（夏至祭など）への参加 など

「活動内容」欄は、協働の活動に関連するものを例示したものであり、団体の活動内容のすべてを記載したものではありません。

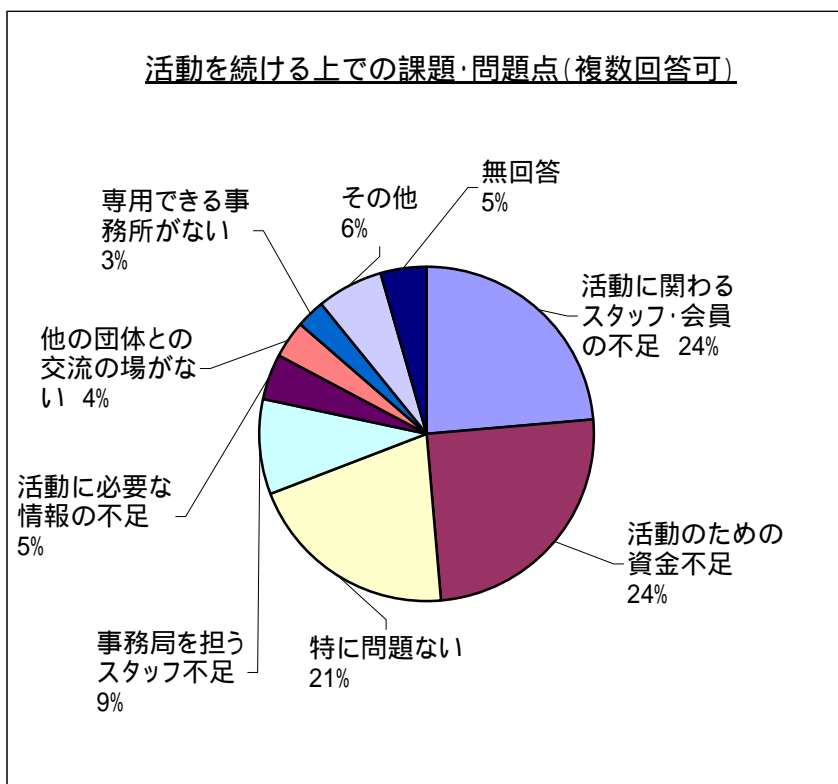
（注）オアシス（子ども待機スペース交流活動推進事業）

連れ去りなどの犯罪から子どもたちを守るため、学校の余裕教室等に子ども待機スペースを設置し、地域住民（PTA関係者、退職教員、高齢者等）が高学年の子どもたちの下校時間まで、低学年の子どもたちを見守り、学年ごとに異なる下校時間を揃えて集団下校を行う事業。



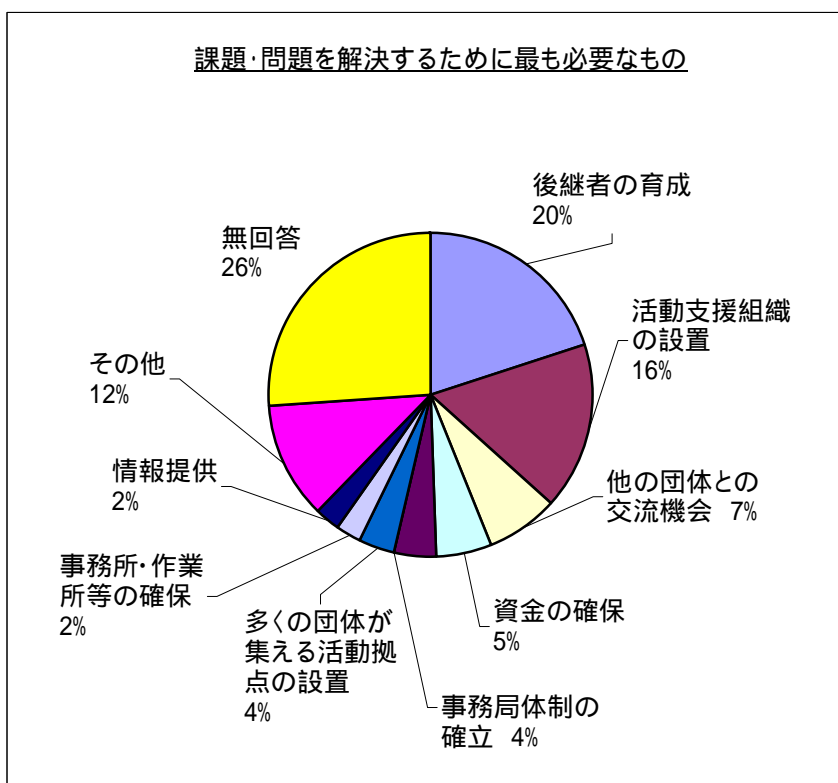
2 当別町における課題

(1) 住民活動団体などに対するアンケート調査結果



活動を続ける上での課題、問題点で最も多いのは「活動のための資金不足」と「活動に関わるスタッフ・会員の不足」

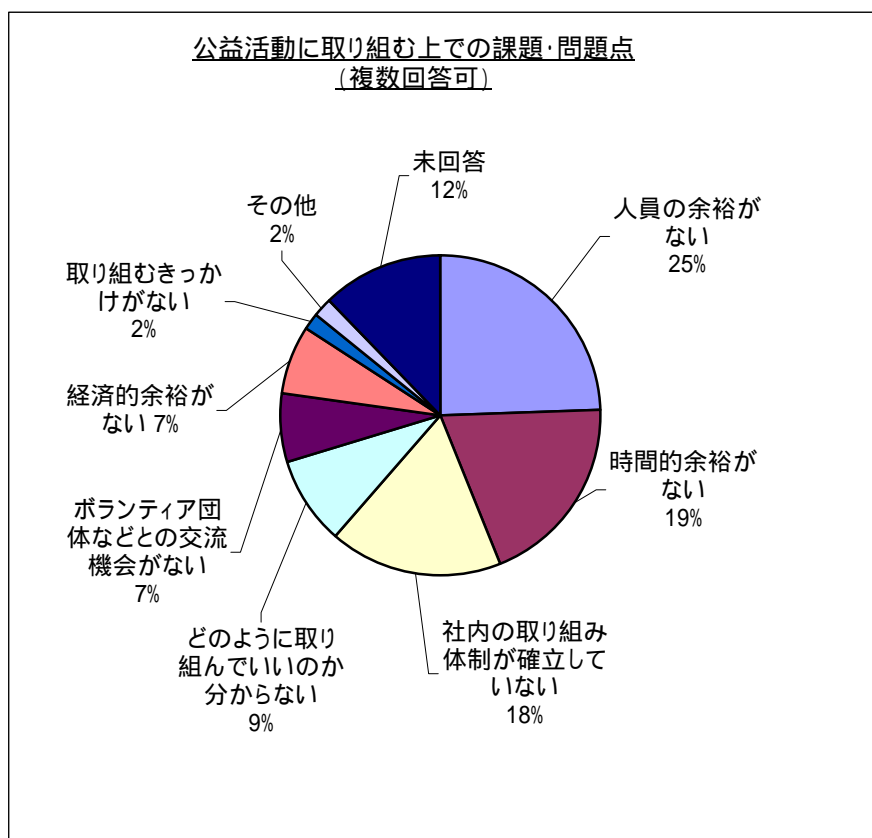
「活動のための資金不足」と「活動に関わるスタッフ等の不足」がともに24%と最も多く、一方、「特に問題はない」が21%となっています。



課題等を解決するために最も必要なもので、最も多いのは「後継者の育成」

「後継者の育成」20%が最も多く、続いて「活動支援組織の設置」16%などとなっています。

(2) 企業などに対するアンケート調査結果



課題・問題点で最も多いのは「人員の余裕がない」

課題・問題点としては、「人員の余裕がない」25%が最も多く、続いて「時間的余裕がない」19%、「社内の取り組み体制が確立していない」18%などとなっています。

3 現状と課題のまとめ

<現状>

住民活動団体などに対するアンケート調査結果

- ・主な活動分野～「まちづくり」「子どもの健全育成」「環境保全」など
- ・会員等の最も多い年代～「60代」「50代」

企業などに対するアンケート調査結果

- ・公益的活動への取組状況～「現在取り組んでいる」33%
「活動内容によっては、取組が可能」35%
- ・現在取り組んでいる活動分野～「環境保全」「まちづくり」など

<課題>

住民活動団体などに対するアンケート調査結果

- ・活動を続ける上での課題、問題点～「活動のための資金不足」「活動に関わるスタッフ・会員の不足」など
- ・課題・問題を解決するために最も必要なもの～「後継者の育成」「活動支援組織の設置」など

企業などに対するアンケート調査結果

- ・公益的活動に取り組む上での課題・問題点～「人員の余裕がない」「時間的余裕がない」「社内の取り組み体制が確立していない」など

4 各分野における協働の取り組み

多くの町民の皆さんにとって、「協働」の具体的なイメージを持つことが、なかなか難しい状況にあると言わざるを得ません。実際に「協働」に取り組む場合、町民の皆さんがどのように関わられるかイメージを持てるように、今現在、取り組みが進んでいる分野や、当別町の特徴的な分野などについて例示しました。

また、協働のまちづくりを進めるに当たっては、全ての分野で一遍に協働の取り組みを始めるのは、難しいものと思われ、まず、実効性のある分野から具体化し、それを、他の分野に広げていくといった段階的な取り組みを検討していくことや、どのように「当別町らしさ」を出していくかということを考えていく必要があります。

例えば、

(1) 地域福祉や子育てなど、町全体で見守り支える仕組みづくり

現在、町は、保健福祉分野のみならず、教育、就労、まちづくりなど様々な分野を所管する関連部局の連携のもと、地域で生活している人々が共に支え合い助け合う仕組みづくりなど、地域社会全体で総合的に福祉を通じた地域づくりを進めるため、平成19年3月に地域福祉計画の策定を予定しています。また、平成18年度より育児の援助を受けたい人と援助を行える人が地域で相互援助するファミリーサポートセンター事業を実施にしています。

このため、「福祉のまちづくり」、あるいは、「子育て」分野などにおいて、まず、町全体で見守り支え合う仕組みを検討することが考えられます。

具体的な取り組みの一例として、一人暮らしの高齢者など除雪が困難な世帯への除雪サービス事業を行っていますが、協働によるまちづくりを考えていくうえでは、地域福祉計画や地域福祉の中核を担う社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画の中で、除雪ボランティアを始めとして、多様な福祉ボランティアの充実を図ることにより、地域で助け合う体制をどう作るかという視点での検討が必要であると考えます。

(2) 美しいまちづくりに関する協働の取り組み

平成14年3月に「美しいまち当別をみんなでつくる条例」が制定され、町民主導のまちづくりを推進した結果、地域に美しいまちづくり組織が作られました。

美しいまちづくりについては、これまでも協働による取り組みを進めてきており、一定の取り組みが進んでいると評価されています。

今後更に、町民の主体的な取り組みを推進するために、引き続き美しいまちづくり活動への事業費補助や表彰、町民ワークショップの開催など美しいまちづくりを推進します。

(3) 当別町地域防犯連絡会議

協働によるまちづくりを進めるに当たっては、特に、町内会の果たす役割がますます重要になってくるものと期待されます。

平成18年3月、防犯協会を中心として、町内会、事業者・団体、行政などが協働して犯罪のない安全なまちづくりを推進するため、「当別町地域防犯連絡会議」が設立されました。

この取り組みの中で、町内を4ブロックに分け、町内会の広域的な体制を作り、登下校時間帯における防犯パトロールや子どもへの声かけ運動など地域の防犯活動を行うこととしています。

協働推進の取り組みについて

協働によるまちづくりを進めるためには、今後、様々な仕組みづくりや取り組みが必要です。

委員会の提言書の中で示された今後の取り組みとして必要な項目や再構築プランに盛り込まれている様々な取り組みを基に、取り組むべき方策を以下のとおり取りまとめました。

1 各種団体のネットワーク化と拠点づくり

協働によるまちづくりを進めていくためには、活動を実践している様々な団体等のネットワーク化と、これらの団体の情報を集約する活動拠点の整備が大きな柱となります。

町内では、様々な団体が活動していますが、「お互いの団体がどのような活動をしているのかよく分からない。」「それぞれの活動の数は多いが、町民全体の活動には、発展していないのではないか。」「地域の横のつながりが弱い。」といった課題が指摘されています。

協働のまちづくりを進める活動は、分野や領域を超えた、新たな支え合いのしくみを作るという共通の目的や価値観を持ちながら、人間同士、団体同士の横のつながりを強くすることが必要です。

また、各種団体のネットワーク化を進めるためには、各団体の活動の拠点となる場所の整備が必要となります。

これまで行政は、社会教育、生涯学習、福祉ボランティアなど事業分野ごとに活動支援を行う傾向がありました。分野を問わない活動拠点として、地域でまちづくり活動を行う町民の視点に立ち、既存の活動拠点の連携や統合を視野に入れた検討が必要です。

(1) 各種団体のネットワーク化（再構築プランの具体的取り組み事項）

協働の活動を実践しているボランティア団体やNPO、町内会、更には、企業などへの呼びかけも含め、それぞれの活動分野を超えた協働のネットワークを整備し、連携して活動できる体制づくりを検討します。

(2) 活動拠点の整備（再構築プランの具体的取り組み事項）

協働セミナーの先進事例として紹介のあった白老町の「町民まちづくり活動センター」や、「市民（町民）活動センター」の先進事例を参考にしながら、町民ボランティア、NPO、企業など、すべての協働パートナーの相互交流、情報交換の場として、協働の推進センターの役割を担うことを想定しつつ、活動拠点の具体的な整備と運営手法について検討します。



2 人材の育成・確保

協働のまちづくりを進めるためには、いうまでもなく、協働を担う人材の育成・確保が不可欠です。

当別町においても、多くの町民が、様々な分野でボランティア活動やコミュニティ活動に取り組んでおり、このほかにも、専門的な知識や技術、特技等を持っている方で、これまで、このような活動に参加するきっかけがなかった人も少なからずいるものと思われます。

また、町が行った企業に対するアンケート調査では、回答した企業の約3割が、「協働による地域づくりを推進するために登録できる人材がいる。」と回答しています。

更には、北海道医療大学の学生や教職員は、当別町の大きな地域資源ともいうことができ、既に協働のまちづくりにおける重要な役割を果たしています。

(1) 人材登録制度の導入（再構築プランの具体的取り組み事項）

企業や大学などの協力を得ながら、協働を担う人材を広く発掘し、登録・活用する制度の導入について検討します。

(2) 協働リーダーの育成

「私たちがやってみませんか」と言われると「やってみましょう」と動き出し、ボランティア活動に取り組む人々は少なからず存在しています。しかし、「やってみませんか」と言うきっかけ作りをする活動のリーダーとなる人がいないという現実があります。

まちづくりの核となるリーダーとして必要な知識や技術を身につけるために、セミナーや研修参加の機会を設け、リーダーとなる人材の育成を図ります。

3 町民と行政の意識改革

行政（町職員）に対して、「同じ町民であるとの意識を持って欲しい。」との意見がある一方で、町民に対して、「何でも行政にやってもらおうという意識を持っている人がいる。」という指摘があります。

職員には、いまだに行政がすべての公共サービスを担うという考え方が根強く残っています。また、町民は行政の独占的公共サービスに依存することに慣れてしまいました。従来町民と行政の関係は、極端な言い方をすると、行政が全ての分野でまちづくりを主導し、町民はその受け手となる関係でした。

協働のまちづくりを進めるには、町民と職員が対等の立場で、協議し事業を執行する新しい関係づくりが基本となります。そのためには、お互いの不信感を解消し、すべての町民と職員の間信頼関係を築くことで協働の関係を形成しなければなりません。とても困難で時間のかかることですが、息の長い取り組みを続けることが理想のまちづくりにつながります。

(1) 協働型職員の育成

職員自主研修派遣制度や研修センターなどを活用し、職員研修の一層の充実を図り、職員の意識改革を進めるとともに、町民との協議を前提に仕事をする協働型職員の育成に努めます。

また、ボランティア休暇制度を活用し、職員が率先して地域ボランティア活動に取り組みます。

(2) 協働に関する学習機会の確保

協働に関するセミナーやワークショップを開催し、町民の学習機会を提供するとともに、これからのまちづくりを担う青少年に対し、社会教育の一環として、社会参加やボランティア活動の体験などを通して、協働のまちづくりについて学習する機会を確保します。

4 参加の拡大

協働の取り組みについては、これまでも、町内会やボランティア団体、NPO、企業などがパートナーとなり、美しいまちづくりやイベント等に参加していますが、協働によるまちづくりを推進するためには、より多くの団体や町民に広く参加を働きかけていくことが必要です。

このためには、多様な参加プログラムを示すことを検討する必要があり、特に、企業も重要なパートナーであるとの認識のもと、広く働きかけを行い、より連携を図っていくことが必要です。

(1) 企業参加の推進

企業の参加には、「企業単独の取り組み」、「企業が属する団体の取り組みへの参加」、「技術力の還元(従業員の講師派遣)」、「設備・資材の提供」など、様々な参加の形態があることに留意するとともに、企業にも、このほかに参加可能な形態を考えていただき、幅広い参加を図っていく必要があります。

さらに、従業員のボランティア休暇制度など、従業員のボランティア活動を応援する仕組みについて検討することも重要な取り組みと考えられます。

(2) 協働事業提案制度の導入

協働のパートナーの専門性や、柔軟な発想や行動を活かした事業提案を公募し、行政との協働事業として取り組む協働事業提案制度の導入を検討します。

(3) 協働事業の拡大

行政が既の実施している事業やこれから実施する予定の事業の中には、NPOなどが事業主体として参画が見込まれる事業があります。協働の視点から領域の整理を行い、NPOなどとの連携のもとに事業の「協働化」を推進します。

(4) 支援策の検討(再構築プランの具体的取り組み事項)

協働のパートナーが恒常的に各種活動を続けられるように、支援策のあり方について検討します。



5 町民の意見が町政に反映される仕組みづくり、情報共有の推進

当別町は今までに、総合計画をはじめとする数多くの計画を策定してきましたが、町民が参加できる機会は限られていました。行政が課題を設定・立案し、町民の意見を取り入れながら決定する従来型の政策形成手法は、「結果が最初から決まっている。」「最初に結論ありき。」など、批判を受けてきました。

協働のまちづくりを進めるためには、「町民と行政の意識改革」の項目でも述べましたが、町民と行政が信頼関係を築くことが必要不可欠であり、職員の縦割り意識の解消とともに、町民の意見が的確に町政に反映される仕組みづくりが必要です。また、この前提として、情報共有を進めていくことも重要な取り組みです。

(1) 情報共有の推進（再構築プランの具体的取り組み事項）

情報公開条例の趣旨に沿って情報公開を推進するとともに、広報誌やホームページを通じて積極的な情報公開に努めます。求められてから情報を公表するのではなく、求められる前の情報提供に心がけます。

行政の透明性を確保し、町民への説明責任を果たすために、町民の視点で行政の事務事業を評価する制度を導入した総合的な評価システムを構築することで情報を共有し、一方通行ではない対面通行型の情報共有を図ります。

(2) パブリックコメント(意見公募)・パブリックインボルブメント(住民参画)制度の導入 (再構築プランの具体的取り組み事項)

政策決定や事業計画の決定過程において、町民の意見が的確に町政に反映され、町民の皆さんの納得と合意を得ながらまちづくりを進めていくために、パブリックコメント(意見公募)・パブリックインボルブメント(住民参画)制度を導入します。(次ページ参照)

(3) 協働マニュアルの策定

具体的な協働の取り組みを進める際には、町民の皆さんと行政がどのように話し合いながら進めていくのか、協働事業の進め方や具体的手法の留意点などについて、そのルールを検討し、協働マニュアルを策定します。

6 今後の取り組み

当別町における協働の取り組みは、はじめの一步を踏み出したばかりです。協働によるまちづくりを進めるために、「協働の指針」を策定することは非常に重要なことですが、「協働の指針」は策定すること自体が目的ではなく、策定後に具体的な取り組みをいかに推進していくかということにより、その真価が問われることとなります。

今後も協働のまちづくりを推進していくためには、この指針に基づき、町の現状を踏まえながら、町民と行政が共に考え共に行動し、協働の領域を拡大していかなければなりません。

大きく変化することが予想されるこれからの社会情勢に対応できる、長期的な協働の取り組みとするために、ネットワーク化を担う推進体制との関係も念頭に置きつつ、策定後において、具体的な協働の必要性や取り組みに関する推進などについて、町民と行政が協議していく体制を検討します。

また、「協働の指針」を活用することで協働の考え方が広く町民に浸透し、協働の取り組みにより地域の課題解決が推進されるよう、この「協働の指針」の積極的な周知に努めます。

7 ボランティア活動に対する留意事項について

現在、町内では、多くの町民が様々なボランティア活動を行っています。

協働のまちづくりを進めるうえでは、このようなボランティア活動が重要な役割を果たすものと期待されます。

しかし、同時に、社会に貢献しようと思って自発的にボランティア活動を行っている人に、負担をかけすぎたり、お金がないからという理由でボランティアをお願いしようとするのは、ボランティア活動を行っている人の意欲をそぐこととなります。

今後、協働によるまちづくりを進めていく際には、ボランティアをする人と受ける側の間に、このような認識の差があることに十分に留意していく必要があります。

パブリックコメント（意見公募）・パブリックインボルブメント（住民参画）制度の概要

1 目的

町の重要な政策や事業の意思決定過程において、早い段階から情報提供し、住民参画を拡大するとともに、多様な住民意見を反映し、住民の視点を生かした政策等の内容改善、及び住民合意の形成を図ることにより、住民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

2 対象

基本構想、長期総合計画、その実施計画など

町政の特定の分野に関する基本的な計画

町政に関する基本的な制度で、直接町民等を対象とする条例の制定・改廃

義務の賦課又は権利の制限について定める条例の制定・改廃

その他、町民生活に及ぼす影響が大きい制度や方針などの制定・改廃

ただし、迅速・緊急に対応する必要がある場合や、軽微な場合、実質的に裁量の余地がない場合、法令等に住民参加手続が定められている場合などは除きます。

3 パブリック・インボルブメント（住民参画）の実施

(1) 実施に当たっては、意思決定過程のできるだけ早い段階から、可能な限り段階的に実施することとし、その実施過程の概要をあらかじめ公表することとします。

(2) 対象となる政策等の性質に応じ、広報誌、ホームページなどを通じた情報提供、ワークショップ、グループインタビュー、アンケート調査、説明会など、できるだけ多様な手法を組み合わせることで実施することとします。

4 パブリック・コメント（意見公募）の実施

(1) 計画等の案を取りまとめた段階で、原則として1か月以上の募集期間を定め、住民意見を公募することとします。

(2) 実施に当たっては、広報誌やホームページの活用、主要な公共施設における配付など、できるだけ広く周知を図ることとします。

5 提出された意見の取り扱い

上記3及び4により提出された意見については、意思決定の際に取り扱いを検討するとともに、意見の概要及び検討結果を公表するものとします。

おわりに

この指針を策定することで、協働のまちづくりを進めていくために特に重要な課題がふたつ浮き彫りになりました。

ひとつは、「町民も行政もお互いに意識改革をすること」です。“私が変わる！！町が変わる！！”ためには、「この町をより良くするために自分が出来ることをやっていくように一人一人の意識を変えていく」必要があります。

もうひとつは、「協働のまちづくりに果す町内会の役割」です。限られた分野での活動だけでなく、地震や水害などが起きたときに、隣り近所の安否がすぐに確認できるような、つながりを持ったコミュニティとして町内会が機能し、さらに町内会同士が横の連携を取って、地域づくりの主体として「新たな支え合いのしくみ」の一員となる必要があります。

当別町の市街地中心部や、周辺の農村部には、開拓の時代から何代にもわたり人々が住んできた地域や集落がある一方、市街地と農村部の境界には、土地区画整理事業などの宅地開発により住宅団地が形成されています。古くから当別に住んでいる人達、新しく当別に越してきた人達が互いに意識を変えていき行動することで、町内会が地域の課題を自ら解決する原動力となります。

これらの課題に取り組みながら協働のまちづくりを進めて行くなかで、当別らしい協働のかたちが見えてくるものと考えます。



資料

当別町協働の指針策定検討委員会 委員名簿

職名	氏名	所属
委員長	横井 寿之	北海道医療大学 看護福祉学部 教授
副委員長	佃 由広	当別町建設協会 理事
委員	高島 勇一	当別町行政推進員連絡協議会 前会長
	河野 芳子	当別町ボランティア連絡協議会
	木村 美幸	当別町社会福祉協議会 ボランティアセンター コーディネーター
	安藤 頼孝	当別町商工会 理事
	宮本 早苗	当別町女性団体連絡協議会 会長
	大原 裕介	NPO 当別町青少年活動センター「ゆうゆう24」 所長 (公募委員)
	宮川 綾子	子育て支援情報誌「ママCOMとうべつ」 代表 (公募委員)
	松岡 良尚	プレシャスネット 代表 (公募委員)

当別町協働の指針策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 協働のあり方についての基本的な考え方、及び施策の方向性等を示す住民と行政との協働の指針の策定について検討し、提言するため、当別町協働の指針策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は協働の指針の策定について検討し、提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、協働に関する活動を実践している個人及び団体等のうちから、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、町長が協働の指針を策定する日までとする。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

附 則

この訓令は、平成17年5月31日から施行する。

策定経過

平成17年	
7月23日	第1回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・「協働の指針」の策定に関する基本的な考え方等について ・住民と行政の協働セミナーの開催について
8月2日	第1回 住民と行政の協働セミナー
8月24日	第2回 住民と行政の協働セミナー
9月2日	第2回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・「協働の取り組みに関する団体調査」及び「町内企業等の公益的活動調査」結果について ・策定検討委員会における今後の論点(案)について
9月26日	第3回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・協働活動事例集について ・再構築プランにおける協働の取り組みの概要について ・他市町村における協働の取り組みについて ・提言書構成(案)について
10月21日	第4回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・パブリック・コメント(意見公募) パブリック・インボルブメント(住民参画) 制度に関する基本的な考え方について ・今後の論点に基づく協議について
11月25日	第5回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・提言書の内容に関する協議について
12月21日	第6回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・提言書の内容に関する協議について
平成18年	
2月20日	第7回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・当別町「協働の指針」策定に向けての提言書について ・当別町「協働の指針(骨子)」案の内容に関する協議について
2月	当別町「協働の指針」策定に向けての提言書
4月1日 ~ 30日	「協働の指針(骨子)」(原案)に対するパブリックコメントの実施
4月27日	当別町ボランティア連絡協議会との「協働の指針(骨子)」(原案)に関する意見交換会
6月6日	第8回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・「協働の指針(骨子)」(原案)に対するパブリックコメント(意見公募)及び関係団体との意見交換会の実施結果について ・「協働の指針(骨子)」最終案について
平成19年	
1月17日	第9回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・「協働の指針」(素案)について
1月25日	第10回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・当別町「協働の指針」(原案)について ・当別町「協働の指針」(原案)に対するパブリックコメントの実施について
2月1日 ~ 28日	「協働の指針」(原案)に対するパブリックコメントの実施
3月20日	第11回 当別町協働の指針策定検討委員会 ・当別町「協働の指針」(原案)に対するパブリックコメントの結果及び意見に対する対応について ・当別町「協働の指針」(最終案)について

当別町 協働の指針

発 行：当別町

発行年月：平成 1 9 年 3 月

編 集：企画部企画課

策定検討：当別町協働の指針策定検討委員会